

議事要旨(2) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、西川委員長より、企業結合（ステップ2）について、前回の委員会での議論を踏まえて、引き続き経過措置と適用時期及び文案について審議いただいた後、公表議決を行いたい旨の説明がなされ、また、適用時期等についてはより理解しやすくするための図表の作成を検討している旨の説明がなされた。続いて村田専門研究員より、説明資料[審議事項(1)-1から(1)-14]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
 - ・ 適用時期について、前回の委員会以後、利用者の意見を聞く機会があり、技術的な変更点について利用者間でも理解、周知すべき期間が必要であると感じた。また、今回の資料で、適用時期に関する作成者側のコメントを詳細に記載いただき、対応にある程度の期間を要するということが理解できた。従って、これらを総合的に勘案すると、平成27年4月1日からの適用とする案は合理性があるものとする。早期適用の考え方についても事務局案に異論は無い。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 適用時期について、事務局案に同意する。
 - ・ 取得関連費用について、適用初年度における企業結合の前の期にすでに発生している取得関連費用の会計処理について、文案上明確でないため、取扱いを伺いたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、会計方針の変更として会計処理を行うことになると考えているが、公開草案に寄せられたコメントと合わせて検討する旨の回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 適用時期について、事務局案に賛成である。暫定的な会計処理の適用時期は、遡及適用の取扱いが、非支配株主との取引と取得関連費用と異なり、複雑になっているため、明確化のために表現に工夫が必要と考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 内容、適用時期について事務局案に同意する。特に適用時期についてこれまで行った議論は、今後の基準改正等においても有用であるとする。
 - ・ 表示に関する事項や暫定的な会計処理の適用時期等が複雑な取扱いになっているため、表形式等により一般的に理解しやすい解説を行うことが望ましいと考える。
- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ 今回の改正で、少数株主持分を非支配株主持分に変更することに伴い、例えば連結キ

キャッシュ・フローの会計基準等ではどのように対応されるのか伺いたい。

- 上記の委員の質問に対し、事務局からは、当委員会が公表している基準等以外で対応する必要がある基準等について今後確認の上、必要に応じて公開草案に織り込む旨の回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 事務局案に同意する。当初は適用時期について少し遅いと考えていたが、周知への対応などで議論を進めていく中で幅広い見方で検討ができて有益であったと感じる。遡及適用を行う企業は例外的ではないかと思われるが、既存の基準を参照することにより整理ができたと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 事務局案に賛成する。なお、適用時期等について理解しやすくするための工夫をするとのことだが、ぜひお願いしたい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 適用時期について、実務上の対応や周知徹底期間がある程度必要であることは理解できるため、事務局案で良いと考える。なお、今回の対象としなかった支配の喪失の論点については、引き続き検討いただきたい。
 - ・ 遡及適用については、そのニーズがどの程度あるのか疑問があり、公開草案のコメントをうけて再度検討できれば良いと感じている。

西川委員長より、上記の意見に対応する旨の回答があり、その後、字句等の修正は委員長に一任する前提で、委員の意思確認を行いたい旨が述べられた。その結果、出席委員 11 名全員の賛成により、企業結合に関する会計基準(案)及び関連する他の会計基準等の改正案の公表が承認された。

以上